

# 住んでいない・使っていない 物件を

## 全国版空き家バンク に **登録** しましょう！

王寺町では、空き家をお持ちの方に「全国版空き家バンク」へのご登録を推奨しています。2018年度から町内空き家の登録を開始したところ、移住を希望されている方等から、物件に関して、**多数のお問い合わせをいただいています**。現在、王寺町内に空き家を所有されていて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、まちづくり推進課までご連絡ください。

### 空き家バンクへの登録と利用の流れ

王寺町の空き家への関心は非常に高いですよ！

#### 空き家所有者

空き家物件の登録（売りたい・貸したい）を希望する人

##### ① 空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する人は、まちづくり推進課へご連絡ください。ご連絡いただいた際に、建築年月日、建物構造等の必要事項を聞き取りさせていただきます。

##### ② 物件登録

物件の登録が完了しましたら、町からご連絡させていただきますので、物件情報の確認をお願いします。

#### 全国版空き家バンク (王寺町)



町では、空き家物件の情報提供や連絡調整を行います。が、「斡旋」・「交渉」・「契約」などは行っていません。

#### 移住希望者

空き家の利用（買いたい・借りたい）を希望する人

##### ① 空き家物件情報の提供

登録された物件を全国版空き家バンクで情報提供します。

##### ② 空き家物件情報の閲覧

##### ③ 問い合わせ

買いたい、借りたい物件がありましたら、物件交渉の申込をします。

#### 所有の空き家物件の売買・賃貸で期待できること

- 売買による収入
- 毎月の家賃収入
- 建物を使ってもらうことで劣化を防ぐ
- 地域の活性化につながる

#### 交渉・契約

所有者と希望者の当事者間での交渉となりますが、宅建業者などに仲介を依頼する方法をおすすめします。



王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課

TEL : 0745-73-2001 FAX : 0745-32-6447  
Mail : sumai@town.oji.nara.jp

※なお、このお知らせは王寺町内に固定資産をお持ちの方全員に同封しています。空き家をお持ちでない方にも送付していますことをご了承ください。

# 空き家に関する各種制度のご案内

## 1. 老朽空き家除却補助金

耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住環境の改善、良好な景観の維持及び地域の安全安心の向上を図るため、老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助します。

### 【対象となる物件】

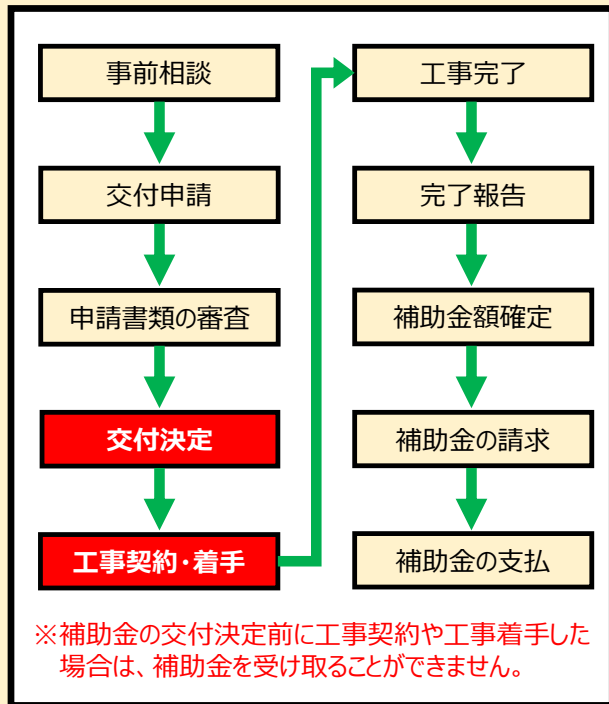
- ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であること
  - ②耐震診断結果の数値が1.0未満であること（旧耐震基準）
  - ③町内に所在するものであること
- ※上記の規定にかかわらず、耐震診断の実施を省略することができる場合、上記②に該当することを要しない

### 【補助対象者】

- ①王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定による補助金を受けていない者
- ②町税等の滞納がない者
- ③老朽空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該老朽空き家の除却工事を行うことについて、その敷地の所有者その他利害関係者との協議が整っている者
- ④老朽空き家の相続登記が完了していない場合にあっては、相続権利者を代表する者であることを確約できる者

### 【補助金額】

除却工事に要する費用の2分の1以内で上限30万円



## 2. 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

### 【措置内容】

相続人が、相続により生じた「空き家」又は「当該空き家の除却後の敷地」を2016年4月1日から2023年12月31日までの間に譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

### 【本措置のイメージ】

- <Point1> 被相続人のみが居住していた、または一定の使用がなされた、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の戸建て住宅等であり、相続を機に空き家になったもの
- <Point2> Point1のうち耐震性のないものは、耐震リフォームをした場合に限る
- <Point3> 相続以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に限る

